

様式 1

整理番号

教委-法申-2

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 (電話番号)	教育委員会事務局 総務部 学事課 (06-6208-9114)
処分課（担当）名	各区役所就学事務担当
処分の名称	就学義務の猶予又は免除
概要	保護者は、その保護する学齢児童・生徒を就学させる義務を負っていますが、一定の事由を有する保護者は一定の手続を経て就学義務を猶予または免除されます。
根拠法令等 及び条項	学校教育法第18条
審査基準	<ul style="list-style-type: none"> ・病弱による場合（治療または生命、健康の維持のため療養に専念することを必要とする場合） ・その他の場合（児童生徒の失踪、重国籍者等） <p>学校教育法（抜粋） 第十八条 前条第一項又は第二項の規定によって、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。</p> <p>（参考） 第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間においてこれらの課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。 2 保護者は、子が小学校の課程、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学校部に就学させる義務を負う。</p>
標準処理期間	1週間
経由日数	なし
提出先	各区役所就学事務担当
提出時期	当該事由が発生したとき、または重国籍の場合は義務教育以外の学校への就学時
提出方法	ア 病弱による場合（治療または生命、健康の維持のため療養に専念することを必要とする場合） 保護者は就学猶予免除願と医師の診断・所見書を添え、居住区の区長へ提出する。 イ その他の場合（児童生徒の失踪・重国籍者等） 保護者は、就学猶予免除願と届出の事由を証する書面を添え、居住区の区長へ提出する。
手数料	なし
相談窓口	各区役所就学事務担当
ホームページ	
備考	